

金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編) 新旧対照表

(別紙4)

(改訂前)			(改訂後)		
2. 検証ポイント 【金融検査マニュアル及び検証ポイント】			2. 検証ポイント 【金融検査マニュアル及び検証ポイント】		
<p>(信用リスク検査用マニュアル) 自己査定に関する検査について(別表)</p>		<p>検証ポイント</p>	<p>(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認 検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)</p>		<p>検証ポイント</p>
項目	<p>1. 債権の分類方法 自己査定結果の正確性の検証</p>		項目	<p>1. 債権の分類方法 自己査定結果の正確性の検証</p>	
<p>(3) 債務者区分 要 注意 先 破 綻</p>	<p>(本文略) (略) (略)</p>		<p>(3) 債務者区分 要 注意 先 破 綻</p>	<p>1. 代表者等との一体性(略) 2. 企業の技術力、販売力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性 企業の技術力、販売力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性については、企業の成長発展性を勘案する上で重要な要素であり、中小・零細</p>	

(改訂前)		(改訂後)	
懸念先	<p>企業等にも、技術力等に十分な潜在能力、競争力を有している先が多いと考えられ、検査においてもこうした点について着目する必要がある。</p> <p>企業の技術力等を客観的に評価し、それを企業の将来の収益予測に反映させることは必ずしも容易ではないが、検査においては、当該企業の技術力等について、以下の点を含め、あらゆる判断材料の把握に努め、それらを総合勘案して債務者区分の判断を行うことが必要である。</p> <p>(1) 企業の技術力、販売力等 (略)</p> <p>(2) 経営者の資質 過去の約定返済履歴等の取引実績、経営者の経営改</p>	懸念先	<p>企業等にも、技術力等に十分な潜在能力、競争力を有している先が多いと考えられ、検査においてもこうした点について着目する必要がある。</p> <p>企業の技術力等を客観的に評価し、それを企業の将来の収益予測に反映させることは必ずしも容易ではないが、検査においては、当該企業の技術力等について、以下の点を含め、あらゆる判断材料の把握に努め、それらを総合勘案して債務者区分の判断を行うことが必要である。</p> <p>(1) 企業の技術力、販売力等 (略)</p> <p>(2) 経営者の資質 過去の約定返済履歴等の取引実績、経営者の経営改</p>

(改訂前)		(改訂後)	
	<p>善に対する取組み姿勢、財務諸表など計算書類の質の向上への取組み状況、ISO等の資格取得状況、人材育成への取組み姿勢、後継者の存在等</p> <p>以上の企業の技術力、販売力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性を評価するに当たっては、金融機関の企業訪問、経営指導等の実施状況や企業・事業再生実績等を検証し、それらが良好であると認められる場合には、原則として、金融機関が企業訪問や経営指導等を通じて収集した情報に基づく当該金融機関の評価を尊重する。</p> <p>また、</p> <p>(ア)法律等に基づき技術力や販売力を勘案して承認された計画等(例えば、中小企業経営</p>		<p>善に対する取組み姿勢、財務諸表など計算書類の質の向上への取組み状況、ISO等の資格取得状況、人材育成への取組み姿勢、後継者の存在等</p> <p>以上の企業の技術力、販売力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性を評価するに当たっては、金融機関の企業訪問、経営指導等の実施状況や企業・事業再生実績等を検証し、それらが良好であると認められる場合には、原則として、金融機関が企業訪問や経営指導等を通じて収集した情報に基づく当該金融機関の評価を尊重する。</p> <p>また、</p> <p>(ア)法律等に基づき技術力や販売力を勘案して承認された計画等(例えば、中小企業の新</p>

(改訂前)		(改訂後)	
	<p>革新支援法の「経営革新計画」、 中小企業創造活動促進法の「研究開発等事業計画」、新事業創出促進法の「新事業分野開拓」等)</p> <p>(イ)企業の技術力、販売力、経営者の資質等に関する中小企業診断士等の評価などを勘案するものとする。</p> <p>3. 経営改善計画 (略)</p> <p>4. 貸出条件及びその履行状況 (略)</p> <p>5. 貸出条件緩和債権 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第五号ロ(4)において「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的とし</p>		<p>たな事業活動の促進に関する法律の「経営革新計画」「異分野連携新事業分野開拓計画」等)</p> <p>(イ)企業の技術力、販売力、経営者の資質等に関する中小企業診断士等の評価などを勘案するものとする。</p> <p>3. 経営改善計画 (略)</p> <p>4. 貸出条件及びその履行状況 (略)</p> <p>5. 貸出条件緩和債権 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第五号ロ(4)において「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的とし</p>

(改訂前)		(改訂後)	
	<p>て、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」と規定されている。</p> <p>なお、債務者の経営再建又は支援を図る目的の有無については、単に融資形態のみをもって判断するのではなく、債務者の状況や資金の性格等を総合的に勘案して判断する必要がある。</p> <p>例えば、書換えが継続している手形貸付であっても、いわゆる正常運転資金については、そもそも債務者の支援を目的とした期限の延長ではないことから、貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>また、債務者に有利となる取決めか否かについては、「基</p>		<p>て、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」と規定されている。</p> <p>なお、債務者の経営再建又は支援を図る目的の有無については、単に融資形態のみをもって判断するのではなく、債務者の状況や資金の性格等を総合的に勘案して判断する必要がある。</p> <p>例えば、書換えが継続している手形貸付であっても、いわゆる正常運転資金については、そもそも債務者の支援を目的とした期限の延長ではないことから、貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>また、債務者に有利となる取決めか否かについては、「基</p>

(改訂前)		(改訂後)	
	<p>準金利(当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。以下同じ。)という着眼点で判断する必要があり、その際、以下の点に留意する。</p> <p>(1) 貸出条件緩和債権の検証(略)</p> <p>(2) 貸出条件緩和債権の卒業基準</p> <p>貸出条件緩和債権のいわゆる卒業基準については、事務ガイドライン(1-12-3(2), ,)において記載されているところであるが、この場合においても中小・零細企業等の特性を踏まえて、上記(1)イ.及びロ.に加え、次の</p>		<p>準金利(当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。以下同じ。)という着眼点で判断する必要があり、その際、以下の点に留意する。</p> <p>(1) 貸出条件緩和債権の検証(略)</p> <p>(2) 貸出条件緩和債権の卒業基準</p> <p>貸出条件緩和債権のいわゆる卒業基準については、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(- 4 - 9 - 4 - 3(2), , 八)(注)において記載されているところであるが、この場合においても中小・零細企業等の特性を踏まえて、</p>

(改訂前)		(改訂後)	
	<p>ような点に留意し、検討する必要がある。</p> <p>イ.(略)</p> <p>ロ.(略)</p> <p>ハ.(略)</p> <p>(新設)</p>		<p>上記(1)イ.及びロ.に加え、次のような点に留意し、検討する必要がある。</p> <p>イ.(略)</p> <p>ロ.(略)</p> <p>ハ.(略)</p> <p>(注)貸出条件緩和債権については主要行等向けの総合的な監督指針(- 3 - 2 - 4 - 3 (2),)にも記載有り。保険会社の貸付条件緩和債権については保険会社向けの総合的な監督指針(- 2 - 1 7 - 3 (2),)に記載有り。</p>
	<p>6. 企業・事業再生の取組みと要管理先に対する引当 (略)</p>		<p>6. 企業・事業再生の取組みと要管理先に対する引当 (略)</p>
	<p>7. 資本的劣後ローンの取扱い (1) 金融機関の中小・零細企</p>		<p>7. 資本的劣後ローンの取扱い (1) 金融機関の中小・零細企</p>

(改訂前)			(改訂後)		
		<p>業向け（注1）の要注意先債権（要管理先への債権を含む）で、貸出債権の全部または一部を債務者の経営改善計画の一環として、原則として以下の要件の全てを満たす貸出金（以下、「資本的劣後ローン」という。）に転換している場合には、債務者区分等の判断において、下記（2）を満たすことを条件として当該資本的劣後ローンを当該債務者の資本とみなすことができる。（注2）</p> <p>なお、資本的劣後ローンへの転換は、合理的かつ実現可能性が高い経営改善計画（注3）と一体として行われることが必要である。</p> <p>（略）</p> <p>契約内容に、原則として以</p>			<p>業向け（注1）の要注意先債権（要管理先への債権を含む）で、貸出債権の全部または一部を債務者の経営改善計画の一環として、原則として以下の要件の全てを満たす貸出金（以下、「資本的劣後ローン」という。）に転換している場合には、債務者区分等の判断において、下記（2）を満たすことを条件として当該資本的劣後ローンを当該債務者の資本とみなすことができる。（注2）</p> <p>なお、資本的劣後ローンへの転換は、合理的かつ実現可能性が高い経営改善計画（注3）と一体として行われることが必要である。</p> <p>（略）</p> <p>契約内容に、原則として以</p>

(改訂前)		(改訂後)	
	<p>下の全ての条件を付していること</p> <p>イ.(略)</p> <p>ロ.(略)</p> <p>ハ.(略)</p> <p>ニ.(略)</p> <p>(注1)(略)</p> <p>(注2)(略)</p> <p>(注3)合理的かつ実現可能性が高い経営改善計画とは、<u>信用リスク検査用マニュアル別表1.(3)</u>の経営改善計画等に関する規定を満たす計画とする。</p> <p>なお、経営改善計画の進捗状況が計画を大幅に下回っている場合には、合理的かつ実現性の高い経営改善計画とは取り扱わない。</p>		<p>下の全ての条件を付していること</p> <p>イ.(略)</p> <p>ロ.(略)</p> <p>ハ.(略)</p> <p>ニ.(略)</p> <p>(注1)(略)</p> <p>(注2)(略)</p> <p>(注3)合理的かつ実現可能性が高い経営改善計画とは、<u>資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)1.(3)</u>の経営改善計画等に関する規定を満たす計画とする。</p> <p>なお、経営改善計画の進捗状況が計画を大幅に下回っている場合には、合理的かつ実現</p>

(改訂前)		(改訂後)	
	<p>(2)(略)</p> <p>(3)資本的劣後ローンに転換された部分が貸出条件緩和債権(要管理債権)(「自己査定に関する検査について」(別表)の1.の(11)の)に該当する場合であっても、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権については、信用リスク検査用マニュアルの規定(「自己査定に関する検査について」(別表)の1.の(3)の(注)「償却・引当に関する検査について」(別表)の1.の(1)のイの(注))にかかわらず、これらをあらかじめ要管理先に対する債権とし</p>		<p>性の高い経営改善計画とは取り扱わない。</p> <p>(2)(略)</p> <p>(3)資本的劣後ローンに転換された部分が貸出条件緩和債権(要管理債権)(「自己査定(別表1)の1.の(11)の)に該当する場合であっても、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権については、資産査定管理態勢の確認検査用チェックリストの規定(「自己査定」(別表1)の1.の(3)の(注)「償却・引当(別表2)の1.の(1)のイの(注))にかかわらず、これらをあらかじめ要管理先に対する債権として扱うことはしないものとする。これらの債権につい</p>

(改訂前)		(改訂後)	
	<p>て扱うことはしないものとする。これらの債権については、それらが貸出条件緩和債権に該当するか否かを事務ガイドライン(「第一分冊：預金取扱い金融機関関係」1-12-3リスク管理債権の開示)に沿って判断するものとする。</p> <p>(参考)</p> <p>信用リスク検査用マニュアル</p> <p>自己査定に関する検査について((別表)の1.の(11)の)</p> <p>「要管理債権」とは、要注先に対する債権のうち「3カ月以上延滞債権(元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上</p>		<p>ては、それらが貸出条件緩和債権に該当するか否かを中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(- 4 - 9 - 4 - 3リスク管理債権額の開示)に沿って判断するものとする。</p> <p>(参考)</p> <p>資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>自己査定(別表1)の1.の(11)の</p> <p>「要管理債権」とは、要注先に対する債権のうち「3カ月以上延滞債権(元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上</p>

(改訂前)		(改訂後)	
	<p>延滞している貸出債権)及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権)。(金融機能再生緊急措置法施行規則第4条)をいう。</p> <p>自己査定に関する検査について((別表)の1.の(3)の(注))</p> <p>「要管理先である債務者」とは、要注意先の債務者のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者をいう。以下同じ。</p> <p>償却・引当に関する検査について((別表)の1.の(1))</p>		<p>延滞している貸出債権)及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権)。(金融機能再生緊急措置法施行規則第4条)をいう。</p> <p>自己査定(別表1)の1.の(3)の(注)</p> <p>「要管理先である債務者」とは、要注意先の債務者のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者をいう。以下同じ。</p> <p>償却・引当(別表2)の1.の(1)のイの(注)</p>

(改訂前)			(改訂後)		
		<p>の のイの(注))</p> <p>「要管理先に対する債権」 とは、要注意先である債務者 のうち当該債務者の債権の全 部又は一部が要管理債権であ る債務者に対する債権をい う。以下同じ。</p>			<p>「要管理先に対する債権」 とは、要注意先である債務者 のうち当該債務者の債権の 全部又は一部が要管理債権 である債務者に対する債権 をいう。以下同じ。</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>3. 検証ポイントに関する運用例</p> <p>(事例1)～(事例17) (略)</p> <p>(事例18)</p> <p>(検証ポイント)</p> <p>(略)</p> <p>(解説)</p> <p>1. 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ(4)において規定されており、その具体的な事例は、事務ガイドラインにおいて規定されている。</p> <p>事務ガイドラインでは、元本返済猶予債権について、「約定条件改定時において、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利(以下「基準金利」という。)を下回る金利で元本の支払を猶予した貸出金。」とし、その判定に当たっては「担保・保証等による信用リスクの減少等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか否かを判定する」としている。</p> <p>これは、返済期限の延長が行われた場合であっても、条件緩和後の債務者に対する基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているならば、貸出条件緩和債権</p>	<p>3. 検証ポイントに関する運用例</p> <p>(事例1)～(事例17) (略)</p> <p>(事例18)</p> <p>(検証ポイント)</p> <p>(略)</p> <p>(解説)</p> <p>1. 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ(4)において規定されており、その具体的な事例は、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(注1)において規定されている。</p> <p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針では、元本返済猶予債権(元本の支払を猶予した貸出金)のうち、貸出条件緩和債権に該当するものとして「当該債務者に関する他の貸出金利息、手数料、配当等の収益、担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金利(当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。)が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていない債権」が考えられるとしている。</p> <p>これは、返済期限の延長が行われた場合であっても、条件</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>に該当しないというものである。</p> <p>2.(略)</p> <p>3.しかしながら、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているかの検証に際しては、担保・保証等による信用リスクの減少等を含む総合的な採算を踏まえる必要がある。本事例の場合、在庫資金(銘木の資財仕入)名目の運転資金については、在庫の処分により全額回収するもので、在庫処分による返済実績を勘案すれば返済財源は确实(注)と見込まれ、信用リスクは極めて低い水準にあるものと考えられる。</p> <p>(以下、略)</p> <p>4.(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(注)本事例では、在庫処分の実績を勘案し、返済財源は确实としているが、実際の自己査定検証においては、その确实性についても十分検証を行う必要がある。</p>	<p>緩和後の債務者に対する基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているならば、貸出条件緩和債権に該当しないというものである。</p> <p>2.(略)</p> <p>3.しかしながら、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているかの検証に際しては、担保・保証等による信用リスクの減少等を含む総合的な採算を踏まえる必要がある。本事例の場合、在庫資金(銘木の資財仕入)名目の運転資金については、在庫の処分により全額回収するもので、在庫処分による返済実績を勘案すれば返済財源は确实(注2)と見込まれ、信用リスクは極めて低い水準にあるものと考えられる。</p> <p>(以下、略)</p> <p>4.(略)</p> <p>(注1)貸出条件緩和債権については主要行等向けの総合的な監督指針(- 3 - 2 - 4 - 3 (2),)にも記載有り。保険会社の貸付条件緩和債権については保険会社向けの総合的な監督指針(- 2 - 17 - 3 (2),)に記載有り。</p> <p>(注2)本事例では、在庫処分の実績を勘案し、返済財源は确实としているが、実際の自己査定検証においては、その确实性についても十分検証を行う必要がある。</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>(事例19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 概況 (略) ✓ 業況 (略) ✓ 自己査定 当行としては、前期に債務超過に陥ったことや、先行きの業況回復も当面見込めない経営環境にあることから要 注意先とした。 貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)に該当するか否 かについては、「同等な信用リスクを有している債務者 に対して通常適用される新規貸出実行金利」(以下、「開示基 準金利」という。)を基準として判断すべきであるが、当 行は、行内格付や貸出期間等の如何にかかわらず、一律に 短期プライムレートを開示基準金利としており、本件土地 取得資金については、条件変更時の金利が当該開示基準金 利を上回っていることから、元本返済猶予債権には該当し ないとしている。 	<p>(事例19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 概況 (略) ✓ 業況 (略) ✓ 自己査定 当行としては、前期に債務超過に陥ったことや、先行きの 業況回復も当面見込めない経営環境にあることから要 注意先とした。 貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)に該当するか否 かについては、基準金利(同等な信用リスクを有している 債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利。以下、 「基準金利」という。)を基準として判断すべきであるが、 当行は、行内格付や貸出期間等の如何にかかわらず、一律 に短期プライムレートを基準金利としており、本件土地取 得資金については、条件変更時の金利が当該基準金利を上 回っていることから、元本返済猶予債権には該当しないと している。

(改訂前)	(改訂後)
<p>(検証ポイント)</p> <p>(略)</p> <p>(解説)</p> <p>1. 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口(4)において「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」と規定されている。また、事務ガイドラインは、この解釈に関し具体的な事例を示し、元本返済猶予債権については、「約定条件改定時において、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利を下回る金利で元本の支払を猶予した貸出金。」としている。</p> <p>このガイドラインの規定の趣旨は、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利を下回る金利で元本返済の猶予が行われる場合には、債務者に有利となる取決めに該当し、貸出条件緩和債権となるというものである。</p>	<p>(検証ポイント)</p> <p>(略)</p> <p>(解説)</p> <p>1. 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口(4)において「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」と規定されている。また、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針は、元本返済猶予債権(元本の支払を猶予した貸出金)のうち、貸出条件緩和債権に該当するものとして「当該債務者に関する他の貸出金利息、手数料、配当等の収益、担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金利(当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。)が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていない債権」が考えられるとしている。</p> <p>この中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の規定の趣旨は、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利を下回る金利で元本返済の猶予が行われる場合には、債務者に有利となる取決めに該当し、貸出条件緩和債権となるというものである。</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>2. 書替えが継続している手形貸付については、債務者の返済能力の低下(信用リスクの増大)から期日返済が困難となり、実際上は条件変更を繰り返している長期資金と同じ状況(いわゆる「コロガシ状態」となっている場合があるため、債務者の信用リスクについて十分に検討する必要がある。</p> <p>本事例の土地取得資金について書替えが繰り返されている背景を見ると、事業計画の頓挫や本業の返済能力の低下から当該土地取得資金の分割返済が叶わず、加えて、当該物件の大幅な値下がりから売却処分ができず、実質長期資金化している状況があり、信用リスクが増大していることが伺われる。このような信用リスクの状況を踏まえ、当行における信用格付、及び貸出金の保全状況や貸出期間等を勘案した金利水準の状況等を参照しつつ、当該手形貸付書替時の金利が、現状、当該債務者と同等な信用リスクを有する債務者に対して通常適用されている新規貸出実行金利よりも低い水準となっていれば、原則として、元本返済猶予債権に該当するものと判断される。</p> <p>3. なお、当行のように、格付区分や貸出期間の長短等に関わらず同一の開示基準金利に基づき開示の要否を判断している場合は、原則として、開示基準金利の設定が粗く開示債権の把握に問題があると考えられるため、この点については是正が必要である。</p>	<p>2. 書替えが継続している手形貸付については、債務者の返済能力の低下(信用リスクの増大)から期日返済が困難となり、実際上は条件変更を繰り返している長期資金と同じ状況(いわゆる「コロガシ状態」となっている場合があるため、債務者の信用リスクについて十分に検討する必要がある。</p> <p>本事例の土地取得資金について書替えが繰り返されている背景を見ると、事業計画の頓挫や本業の返済能力の低下から当該土地取得資金の分割返済が叶わず、加えて、当該物件の大幅な値下がりから売却処分ができず、実質長期資金化している状況があり、信用リスクが増大していることが伺われる。このような信用リスクの状況を踏まえ、当行における信用格付、及び貸出金の保全状況や貸出期間等を勘案した金利水準の状況等を参照しつつ、当該手形貸付書替時の金利が、現状、当該債務者と同等な信用リスクを有する債務者に対して通常適用されている新規貸出実行金利よりも低い水準となっていれば、原則として、貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)に該当するものと判断される。</p> <p>3. なお、当行のように、格付区分や貸出期間の長短等に関わらず同一の基準金利に基づき開示の要否を判断している場合は、原則として、基準金利の設定が粗く開示債権の把握に問題があると考えられるため、この点については是正が必要である。</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>(事例20)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 概況 (略) ✓ 業況 (略) ✓ 自己査定 <p>当行は、本業の木材卸の業況が低迷し、財務内容も実質債務超過になっていることや今後短期間での業況改善が見込めないことから要注意先としている。</p> <p>また、証貸については、条件変更を行っているものの、条件変更後の最終返済期限の延長が法定耐用年数内に収まっていることから、貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)には該当しないと判断している。</p> <p>なお、当行は、信用格付けに基づくリスク管理態勢が未整備のため、事務ガイドラインで示されている開示基準金利に基づく元本返済猶予債権の判定を行っていない。</p> 	<p>(事例20)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 概況 (略) ✓ 業況 (略) ✓ 自己査定 <p>当行は、本業の木材卸の業況が低迷し、財務内容も実質債務超過になっていることや今後短期間での業況改善が見込めないことから要注意先としている。</p> <p>また、証貸については、条件変更を行っているものの、条件変更後の最終返済期限の延長が法定耐用年数内に収まっていることから、貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)には該当しないと判断している。</p> <p>なお、当行は、信用格付けに基づくリスク管理態勢が未整備のため、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針で示されている基準金利に基づく貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)の判定を行っていない。</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>(検証ポイント) (略)</p> <p>(解説)</p> <p>1. 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口(4)において「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」と規定されている。また、事務ガイドラインは、この解釈に関し具体的な事例を示し、元本返済猶予債権については、「約定条件改定時において、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利を下回る金利で元本の支払を猶予した貸出金。」としている。</p> <p>2. 本事例のように、設備資金、特に、収益物件取得資金については、最終期限の延長を行ったとしても、法定耐用年数内であるならば、債務者に有利な一定の譲歩を与えているとは言えず、元本返済猶予債権には該当しないのではないかとこの意見がある。</p>	<p>(検証ポイント) (略)</p> <p>(解説)</p> <p>1. 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口(4)において「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」と規定されている。また、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針は、元本返済猶予債権(元本の支払を猶予した貸出金)のうち、貸出条件緩和債権に該当するものとして「当該債務者に関する他の貸出金利息、手数料、配当等の収益、担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金利(当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。)が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていない債権」が考えられるとしている。</p> <p>2. 本事例のように、設備資金、特に、収益物件取得資金については、最終期限の延長を行ったとしても、法定耐用年数内であるならば、債務者に有利な一定の譲歩を与えているとは言えず、貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)には該当しないのではないかとこの意見がある。</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>しかしながら、ガイドラインの規定の趣旨を踏まえれば、債務者に有利となる取決めに該当するか否かは、元本返済を猶予する期間の長さのみによって判断し得るものではなく、約定条件改定時の金利が、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利以上の金利となっているか否かによって判断すべきである。</p> <p>3. したがって、本事例のような場合においては、最終期限の延長が法定耐用年数以内に収まっていることをもって元本返済猶予債権に該当しないということではなく、約定条件変更時の金利水準が、同等な信用リスクを有している債務者に通常適用されている新規貸出実行金利の水準、すなわち、当行における信用格付、及び貸出金の保全状況や貸出期間(17年程度)等を勘案した金利水準を下回っているならば、原則として、元本返済猶予債権と判断する必要がある。</p>	<p>しかしながら、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の規定の趣旨を踏まえれば、債務者に有利となる取決めに該当するか否かは、元本返済を猶予する期間の長さのみによって判断し得るものではなく、約定条件改定時の金利が、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利以上の金利となっているか否かによって判断すべきである。</p> <p>3. したがって、本事例のような場合においては、最終期限の延長が法定耐用年数以内に収まっていることをもって貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)に該当しないということではなく、約定条件変更時の金利水準が、同等な信用リスクを有している債務者に通常適用されている新規貸出実行金利の水準、すなわち、当行における信用格付、及び貸出金の保全状況や貸出期間(17年程度)等を勘案した金利水準を下回っているならば、原則として、貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)と判断する必要がある。</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>(事例21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 概況 (略) ✓ 業況 (略) ✓ 自己査定 当組合は、売上の減少に伴う返済能力の低下は明らかであり、今後短期間で条件変更前の状況に回復する見込みもないと判断されることから、債務者区分は要注意先とした。 しかしながら、証貸は全額信用保証協会保証付貸出金であることから、貸出条件緩和債権に該当しないと判断している。 なお、当組合は信用格付に基づくリスク管理態勢が未整備のため、事務ガイドラインで示されている開示基準金利に基づいて元本返済猶予債権の判定を行っていない。 	<p>(事例21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 概況 (略) ✓ 業況 (略) ✓ 自己査定 当組合は、売上の減少に伴う返済能力の低下は明らかであり、今後短期間で条件変更前の状況に回復する見込みもないと判断されることから、債務者区分は要注意先とした。 しかしながら、証貸は全額信用保証協会保証付貸出金であることから、貸出条件緩和債権に該当しないと判断している。 なお、当組合は信用格付に基づくリスク管理態勢が未整備のため、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針で示されている基準金利に基づいて元本返済猶予債権の判定を行っていない。

(改訂前)	(改訂後)
<p>(検証ポイント) (略)</p> <p>(解説)</p> <p>1. 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口(4)において規定され、その具体的な事例は、当庁の事務ガイドラインにおいて規定されている。 事務ガイドラインでは、元本返済猶予債権の具体的な事例として、「約定条件改定時において、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利を下回る金利で元本の支払を猶予した貸出金。」としている。</p> <p>これは、返済期限の延長が行われた場合、条件変更時の金利が、債務者と同等の信用リスクを有している債務者に通常適用される新規貸出実行金利を下回っているならば元本返済猶予債権に該当するというものである。</p> <p>2.(略)</p>	<p>(検証ポイント) (略)</p> <p>(解説)</p> <p>1. 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口(4)において規定され、その具体的な事例は、当庁の中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針において規定されている。 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針では、元本返済猶予債権(元本の支払を猶予した貸出金)のうち、貸出条件緩和債権に該当するものとして「当該債務者に関する他の貸出金利息、手数料、配当等の収益、担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金利(当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。)が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていない債権」が考えられるとしている。</p> <p>これは、返済期限の延長が行われた場合、条件変更時の金利が、債務者と同等の信用リスクを有している債務者に通常適用される新規貸出実行金利を下回っているならば貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)に該当するというものである。</p> <p>2.(略)</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>(事例22)</p> <p>(検証ポイント)</p> <p>(略)</p> <p>(解説)</p> <p>1. 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口(4)において規定され、その具体的な事例は、事務ガイドラインにおいて規定されている。</p> <p>事務ガイドラインでは、元本返済猶予債権について、「約定条件改定時において、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利(以下「基準金利」という。)を下回る金利で元本の支払を猶予した貸出金。」とし、その判定に当たっては「担保・保証等による信用リスクの減少等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか否かを判定する」としている。</p> <p>2.(略)</p> <p>3.(略)</p>	<p>(事例22)</p> <p>(検証ポイント)</p> <p>(略)</p> <p>(解説)</p> <p>1. 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口(4)において規定され、その具体的な事例は、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針において規定されている。</p> <p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針では、元本返済猶予債権(元本の支払を猶予した貸出金)のうち、貸出条件緩和債権に該当するものとして「当該債務者に関する他の貸出金利息、手数料、配当等の収益、担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金利(当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。)が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていない債権」が考えられるとしている。</p> <p>2.(略)</p> <p>3.(略)</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>(事例23)</p> <p>(検証ポイント)</p> <p>(略)</p> <p>(解説)</p> <p>1. 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口(4)において規定され、その具体的な事例は、事務ガイドラインにおいて規定されている。</p> <p>事務ガイドラインでは、元本返済猶予債権について、「約定条件改定時において、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利(以下「基準金利」という。)を下回る金利で元本の支払を猶予した貸出金。」とし、その判定に当たっては「担保・保証等による信用リスクの減少等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか否かを判定する」としている。</p> <p>これは、返済期限の延長が行われた場合であっても、条件緩和後の債務者に対する基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているならば元本返済猶予債権に該当しないというものである。</p>	<p>(事例23)</p> <p>(検証ポイント)</p> <p>(略)</p> <p>(解説)</p> <p>1. 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口(4)において規定され、その具体的な事例は、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針において規定されている。</p> <p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針では、元本返済猶予債権(元本の支払を猶予した貸出金)のうち、貸出条件緩和債権に該当するものとして「当該債務者に関する他の貸出金利息、手数料、配当等の収益、担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金利(当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。)が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていない債権」が考えられるとしている。</p> <p>これは、返済期限の延長が行われた場合であっても、条件緩和後の債務者に対する基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているならば貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)に該当しないというものである。</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>2.(略) 3.(略) (事例24)</p> <p>✓ 概況 (略)</p> <p>✓ 業況 (略)</p> <p>✓ 自己査定 当行としては、元金返済期間を延長しているものの、中小企業再生支援協議会の支援のもと作成された、実現性の高い抜本的な経営再建が開始されている(事務ガイドライン1-12-3(2)、.)と判断しており、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当せず、債務者区分については、その他要注意先としている。</p>	<p>2.(略) 3.(略) (事例24)</p> <p>✓ 概況 (略)</p> <p>✓ 業況 (略)</p> <p>✓ 自己査定 当行としては、元金返済期間を延長しているものの、中小企業再生支援協議会の支援のもと作成された、実現性の高い抜本的な経営再建が開始されている(中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針-4-9-4-3(2)、.ハ)と判断しており、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当せず、債務者区分については、その他要注意先としている。</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>(検証ポイント) (略)</p> <p>(解説)</p> <p>1. 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口(4)において規定され、その具体的な事例は、事務ガイドラインにおいて規定されている。</p> <p>また、事務ガイドラインでは、過去に債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した貸出金であっても、当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合には、貸出条件緩和債権には該当しないこととされている。</p> <p>特に実現性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものとされている。</p> <p>2. 本事例については、 中小企業再生支援協議会の支援のもと、売上高、費用及</p>	<p>(検証ポイント) (略)</p> <p>(解説)</p> <p>1. 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口(4)において規定され、その具体的な事例は、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針において規定されている。</p> <p>また、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針では、過去に債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した貸出金であっても、金融経済情勢等の変化により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、貸出条件緩和債権には該当しないこととされている。</p> <p>特に実現性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものとされている。</p> <p>2. 本事例については、 中小企業再生支援協議会の支援のもと、売上高、費用及</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>び利益等の予想等の想定が十分厳しいものとなっていること</p> <p>当該経営再建計画の実施により概ね3年後には、当該債務者の債務者区分が正常先となることが見込まれること</p> <p>地域の再生ファンドを活用した債務(260百万円)の株式化による債務圧縮や新たな資本の注入(50百万円)により、債務者のバランスシートは明らかに改善し、かつ、今後の事業見通しを勘案すれば、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合であること。</p> <p>等、<u>事務ガイドライン1-12-3(2)</u>、<u> </u>の要件を満たしていると考えられることから、貸出条件緩和債権には該当しないものと考えられる。</p> <p>3.(略)</p>	<p>び利益等の予想等の想定が十分厳しいものとなっていること</p> <p>当該経営再建計画の実施により概ね3年後には、当該債務者の債務者区分が正常先となることが見込まれること</p> <p>地域の再生ファンドを活用した債務(260百万円)の株式化による債務圧縮や新たな資本の注入(50百万円)により、債務者のバランスシートは明らかに改善し、かつ、今後の事業見通しを勘案すれば、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合であること。</p> <p>等、<u>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 4 - 9 - 4 - 3(2)</u>、<u> </u>の要件を満たしていると考えられることから、貸出条件緩和債権には該当しないものと考えられる。</p> <p>3.(略)</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>(事例25)</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 概況 (略)✓ 業況 (略)✓ 自己査定 当行としては、元金返済期間を延長しているものの、現在までの経営再建計画に基づく計画の進捗状況を勘案すれば、実現性の高い抜本的な経営再建が開始されている(事務ガイドライン1-12-3(2)、)と判断しており、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当せず、債務者区分については、その他要注意先としている。	<p>(事例25)</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 概況✓ 業況✓ 自己査定 当行としては、元金返済期間を延長しているものの、現在までの経営再建計画に基づく計画の進捗状況を勘案すれば、実現性の高い抜本的な経営再建が開始されている(中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 4 - 9 - 4 - 3(2)、八)と判断しており、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当せず、債務者区分については、その他要注意先としている。

(改訂前)	(改訂後)
<p>(検証ポイント)</p> <p>(略)</p> <p>(解説)</p> <p>1. 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口(4)において規定され、その具体的な事例は、事務ガイドラインにおいて規定されている。</p> <p>また、事務ガイドラインでは、過去に債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した貸出金であっても、当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合には、貸出条件緩和債権には該当しないこととされている。</p> <p>特に実現性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものとされており、既存の計画に基づく経営再建についても、実現性の高い抜本的な経営再建計画としての要件を満たせば同様の取扱いができるものとされている。</p>	<p>(検証ポイント)</p> <p>(略)</p> <p>(解説)</p> <p>1. 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口(4)において規定され、その具体的な事例は、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針において規定されている。</p> <p>また、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針では、過去に債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した貸出金であっても、金融経済情勢等の変化により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、貸出条件緩和債権には該当しないこととされている。</p> <p>特に実現性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものとされており、既存の計画に基づく経営再建についても、実現性の高い抜本的な経営再建計画としての要件を満たせば同様の取扱いができるものとされている。</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>2. 本事例については、 金融機関との協議の下、再建計画を策定し、その実施を行っており、現在までの進捗状況を勘案すれば、その計画については、売上高、費用及び利益等の予想等の想定が十分厳しいものとなっていると考えられること 当該経営再建計画の実施により概ね3年後には、当該債務者の債務者区分が正常先となることが見込まれること 長期借入金の圧縮等により、債務者のバランスシートは明らかに改善し、かつ、現在までの再建計画に基づく、今後の事業見通しを勘案すれば、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合であること。 等、事務ガイドライン1-12-3(2)、。(注4)の要件を満たしていると考えられることから、貸出条件緩和債権には該当しないものと考えられる。</p> <p>3.(略)</p>	<p>2. 本事例については、 金融機関との協議の下、再建計画を策定し、その実施を行っており、現在までの進捗状況を勘案すれば、その計画については、売上高、費用及び利益等の予想等の想定が十分厳しいものとなっていると考えられること 当該経営再建計画の実施により概ね3年後には、当該債務者の債務者区分が正常先となることが見込まれること 長期借入金の圧縮等により、債務者のバランスシートは明らかに改善し、かつ、現在までの再建計画に基づく、今後の事業見通しを勘案すれば、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合であること。 等、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 4 - 9 - 4 - 3(2)、。八の要件を満たしていると考えられることから、貸出条件緩和債権には該当しないものと考えられる。</p> <p>3.(略)</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>(事例26)</p> <p>✓ 概況 (略)</p> <p>✓ 業況 (略)</p> <p>✓ 自己査定 当金庫は、債務者の信用リスクの分析にあたって、転換後の資本的劣後ローンを資本とみなし、経営再建計画を勘案し、債務者区分については要注意先とした。また、本経営再建計画を実施すれば、概ね3年程度で、正常先となるなど、事務ガイドライン1-12-3(2) () 後段にいう「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」の要件を満たしていると判断したことから、資本的劣後ローン及び残債について貸出条件緩和債権に該当しないものとした。</p> <p>なお、当金庫は資本的劣後ローンの引当てについては、市場価格のない株式の評価方法を踏まえて算出した結果、当該実質価額がゼロとなったこと等を踏まえ、100%の引当を実施している。</p>	<p>(事例26)</p> <p>✓ 概況 (略)</p> <p>✓ 業況 (略)</p> <p>✓ 自己査定 当金庫は、債務者の信用リスクの分析にあたって、転換後の資本的劣後ローンを資本とみなし、経営再建計画を勘案し、債務者区分については要注意先とした。また、本経営再建計画を実施すれば、概ね3年程度で、正常先となるなど、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針-4-9-4-3(2)、八後段にいう「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」の要件を満たしていると判断したことから、資本的劣後ローン及び残債について貸出条件緩和債権に該当しないものとした。</p> <p>なお、当金庫は資本的劣後ローンの引当てについては、市場価格のない株式の評価方法を踏まえて算出した結果、当該実質価額がゼロとなったこと等を踏まえ、100%の引当を実施している。</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>(検証ポイント) (略)</p> <p>(解説)</p> <p>1.(略)</p> <p>2.(略)</p> <p>3.また、貸出条件緩和債権の判断に当たっても、資本的劣後ローンを資本とみなして検討を行うと、本事例については、元本返済猶予を行っているものの 債権の一部を資本的劣後ローンへ転換(以下「DDS(デット・デット・スワップ)」という)するとともに、全面的なコスト削減措置の実施、営業体制の抜本的見直し、役員等に対する報酬等の制限等を含む経営再建計画を作成しており、その内容は売上高、費用及び利益の予想等の想定が十分厳しいものとなっていること 当該経営再建計画の実施により概ね3年後には、資本的劣後ローンを資本として扱うことを前提とした当該債務者の債務者区分が正常先となることが見込まれること DDSを実施したこと及び今後の事業見通しを勘案すれば、債務者の信用リスクが低下していることを見込まれることを踏まえ、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていること見込まれる場</p>	<p>(検証ポイント) (略)</p> <p>(解説)</p> <p>1.(略)</p> <p>2.(略)</p> <p>3.また、貸出条件緩和債権の判断に当たっても、資本的劣後ローンを資本とみなして検討を行うと、本事例については、元本返済猶予を行っているものの 債権の一部を資本的劣後ローンへ転換(以下「DDS(デット・デット・スワップ)」という)するとともに、全面的なコスト削減措置の実施、営業体制の抜本的見直し、役員等に対する報酬等の制限等を含む経営再建計画を作成しており、その内容は売上高、費用及び利益の予想等の想定が十分厳しいものとなっていること 当該経営再建計画の実施により概ね3年後には、資本的劣後ローンを資本として扱うことを前提とした当該債務者の債務者区分が正常先となることが見込まれること DDSを実施したこと及び今後の事業見通しを勘案すれば、債務者の信用リスクが低下していることを見込まれることを踏まえ、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていること見込まれる場</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>合であること。 等、事務ガイドライン1-12-3(2) ()の要件を満たしている場合、資本的劣後ローン及び残債は、貸出条件緩和債権には該当しないものと考えられる。</p> <p>4.(略)</p> <p>5.なお、事務ガイドライン1-12-3(2) ()の要件を満たしていない場合であっても、資本的劣後ローン、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権がそれぞれ貸出条件緩和債権に該当するか否かを事務ガイドライン(「第一分冊：預金取扱い金融機関関係」1-12-3(2) ()リスク管理債権の開示)に沿って判断するものとする。その結果、資本的劣後ローンが貸出条件緩和債権(要管理債権)に該当する場合であっても、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権が貸出条件緩和債権に該当しないときには、信用リスク検査用マニュアル(「自己査定に関する検査について」(別表)の1.の(3)の(注)「償却・引当に関する検査について」(別表)の1.の(1)のイの(注))(以下信用リスク検査用マニュアルという)にかかわらず、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権を「要管理先に対する債権」として、扱うことはしないものとする。</p>	<p>合であること。 等、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 4 - 9 - 4 - 3(2)、八の要件を満たしている場合、資本的劣後ローン及び残債は、貸出条件緩和債権には該当しないものと考えられる。</p> <p>4.(略)</p> <p>5.なお、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 4 - 9 - 4 - 3(2)、八の要件を満たしていない場合であっても、資本的劣後ローン、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権がそれぞれ貸出条件緩和債権に該当するか否かを中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 4 - 9 - 4 - 3(2)、ロに沿って判断するものとする。その結果、資本的劣後ローンが貸出条件緩和債権(要管理債権)に該当する場合であっても、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権が貸出条件緩和債権に該当しないときには、資産査定管理態勢の確認検査用チェックリストの規定(「自己査定」(別表1)の1.の(3)の(注)「償却・引当」(別表2)の1.の(1)のイの(注))にかかわらず、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権を「要管理先に対する債権」として、扱うことはしないものとする。</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>(参考：引当金、開示債権の状況)</p> <p>(略)</p>	<p>(参考：引当金、開示債権の状況)</p> <p>(略)</p>